民事執行法制における権利実現の実効性確保と過酷執行の防止

弁護士　住田 浩史

第1　民事執行法制における権利実現の実効性確保をめざす立法の動き

今日、民事訴訟法学者、及び弁護士の間で、我が国における民事執行法制においては、権利実現の実効性を欠いており、これを高めなければならない、との気運が広まっている。

その代表的な動きが、慶應義塾大学の三木浩一教授が代表を務める「執行法制研究会」である。執行法制研究会は、2012年11月から2013年3月にかけて、判例タイムズにおいて「執行法制研究」としてその研究成果を集中的に発表し、主として比較法的見地から我が国における、民事執行制度における実効性確保手段の不備を指摘した上で、①財産開示制度の改正、②第三者照会制度の創設、③債務者目録制度の創設、④判決債権の強化、⑤動産執行の強化等の立法提言を行っている[1]。

また、日本弁護士連合会も、2013年6月21日に立法提言を行い、①財産開示手続の強化、②第三者照会手続の創設を唱えている[2]。

近畿弁護士会連合会においては、2014年8月に消費者保護委員会夏期研修会を開催し、消費者被害の回復のためにこれらの民事執行法制制度の改正が不可欠である旨の報告を行い、立法を提言したところである。今後、この動きは、各方面において、さらに強まってくるものと考えられる。

これらの動きに対して、民事執行法制における過酷執行の防止の観点を強調し、上記のような制度改正は濫用的な過酷執行を招くのではないか、との指摘も一部なされているところである[3]。

権利実現の実効性確保と過酷執行の防止の要請は、一般的に民事執行における両輪であるとされており、どちらを欠いても司法による正義は実現されない。では、具体的には、どのようにそのバランスを考えるべきであろうか。

第2　権利実現の実効性確保の必要性について

まず、当然のことながら、訴訟等の紛争を通じて判決等の債務名義を取得すれば、それで自動的に権利が実現されるわけではない。任意の履行がなされない限り、強制執行手続によらなければならず、この執行手続が機能しなければ、民事司法制度全体が機能しない。出口としての執行ができなければ、だれも入口としての訴訟など提起しなくなるからである。

しかしながら、実際には、強制執行とりわけ金銭執行の対象となる債務者の責任財産を探知するのは容易ではない。債務者本人からの探知手段として、2003年にようやく財産開示手続が創設されたものの、執行不奏功要件があること、回答拒否に対するサンクションが存在しない等の理由から、利用状況は、近年とくに低調である。また、第三者からの探知手段は、弁護士法23条の2に基づく照会（弁護士会照会）を除き、存在しない。その弁護士会照会もまた、債務名義を添付したとしても、安易な回答拒否がなされるケースも含め、奏功しない場合が多い。そこで、弁護士としては、債務名義を有していたとしても、預貯金口座等について、半ば「ここではないか」とあてずっぽうで執行をかけ、空振りに終わるということも少なくない。この点、滞納処分における徴税職員は、国税徴収法に基づく質問検査権（国税徴収法141条）等を駆使して、財産の探知と執行を一括して行うことができるなど、民事執行法上の強制執行と使い勝手が全く異なるといえよう。しかしながら、納税義務の履行の公益性と、司法に正当な権利であると認められた債務名義が実現されることの公益性との間に、かように大きな取り扱いの違いを正当化できるほどの大小があるであろうか。

唯一、執行機関が債権者のために財産の捜索をしてくれるのは、動産執行のみであるといってよい。しかしながら、これも経験されたことのある弁護士ならおわかりのとおり、念入りに捜索をし、金庫の開錠などの権限を積極的に行使してくれる執行官はほとんどいない。あくまで「中立」（これがはたして真の中立かどうかはともかく）というスタンスをとるのが執行官なのである。もちろん、アメリカにおけるいわゆるキーパー・レヴィー等の柔軟な差押手続などは全く存在しない。

債権執行においても、例えば、預貯金債権でいえば、差押命令が第三債務者たる金融機関に送達された時点における債権しか差し押さえられず、その前後の入金や別支店における金員については差押えることはおろか、了知、追跡することすらできないのである。

このように、前提となる財産探知のための手続も乏しく、執行手続そのものも硬直的で使いにくい、というのが、我が国における民事執行法制の現状なのである。

第3　過酷執行の禁止の要請について

1　過酷執行についての懸念の存在

例えば、園尾判事は、前掲論文[3]において、間接強制制裁金の上限が無制限であるために、過酷執行の問題が生じていると指摘し、権利濫用があるとして請求異議を一部認容した東京高判平成17年11月30日判タ1223号292頁や、間接強制命令の変更を認めた東京高決平成7年9月1日判時1541号100頁を紹介し、制裁金の上限を法定すべきと述べている。また、園尾判事は、同論文において、我が国は明治以来一貫して消費者金融業者の手助けになることを避ける政策をとってきたとの見解に基づき、上記のような制度の改正や創設はこれを転換するものであって慎重な国民的議論を要するとしている。

これについては、どう考えるべきであろうか。

2　過酷執行の現状

まず、現実に過酷執行が問題となっている事態かどうかであるが、園尾判事が指摘する間接強制におけるようなケースを除き、今日、一般的または常態的に、債務者に対する過酷執行が問題になっているということは指摘されていないところである。また、園尾判事が挙げている間接強制の濫用というケースも相当に稀であって[4]、かつ、園尾判事自身が引用されている例をみればわかるとおり、権利濫用の一般法理や事情変更に基づく命令の変更、あるいは決定に際して存続期間や猶予期間を設定するなど、現行法の解釈や運用においても、十分な対処が可能であると思われる[5]。

近年の民事執行事件の状況をみても、民事執行事件は近時低調であって、また、濫用事例が横行しているという問題点の指摘も、特段見当たらない[6]。

3　現行法における過酷執行禁止のための諸制度

なお、過酷執行禁止の要請については、現行の民事執行法制においても、既に下記のような諸制度のかたちをとって、実際に配慮されているところである。

(1)　動産の差押禁止（民事執行法131条1ないし14号、生活保護法58条、児童福祉法57条の5、信託法23条等）
(2)　債権の差押禁止（民事執行法152条1項等）
(3)　無剰余差押禁止（民事執行法129条）

4　小括

よって、民事執行における権利実現の実効性を強化する前に過酷執行の現状を変えなければ公平ではない、として前者を牽制する園尾判事の見解は傾聴に値するものの、民事執行をとりまく現状に照らせば、やや、後者の側面を強調し過ぎなのではなかろうかと思われる。

第4　権利実現の実効性の強化と過酷執行の禁止の要請とのバランス

民事執行法制における権利実現の実効性の強化と、過酷執行の禁止の要請という2つのベクトルは相反するものであり、過酷執行のおそれが抽象的に少しでも高まってはいけないというのでは、そもそも民事執行法制における権利実現の実効性の強化はおよそ実現できないということになり、問題は、その両者のバランスをいかにしてとるか、ということである。

そして、上記の現状を評価するに、権利実現の実効性を著しく欠き、バランスを欠いているといわざるを得ない。司法制度の利用者としては、苦労して裁判所で認められた自らの正当な権利が十分に実現されないことは、十分「過酷」な状況である。そのような「過酷」な状況に置き続けることを漫然と放置することは、司法制度への信頼を（さらに）失墜させ、司法制度を軽視する者を生み出していくこととなるであろう。

「権利」とは、ともすれば、「権」「利」という日本語により、私利私欲というふうに誤解されがちであるが、英語ではright＝正しいこと、正義である。個人のrightの実現は、弁護士法1条を引くまでもなく法律家としての職責の根幹をなすものであり、また、各々のrightが実現しない（あるいは、する見込みが薄い、または不透明な）社会であってはならないのである。

両者のバランスを考える際には、私人の権利が実現されることが、このように社会の公益に適うものであるということを決して無視してはならない。

1　立法提言は、こうした研究活動の集大成として、執行法制研究会「民事執行制度の機能強化に向けた立法提案」判タ1384号84頁においてとりまとめられている。
2　日本弁護士連合会「財産開示制度の改正及び第三者照会制度創設に向けた提言」日弁連ホームページ
3　園尾隆司「破産者に対する制裁と破産者名簿調製の歴史　財産

開示手続強化その他の判決の履行確保策への一つの視点」、判タ1388号17頁などがある。

4 なお、間接強制の申立自体が、近年では非常に稀である。近年の司法統計は、非金銭執行の内訳を詳細に示さなくなっているが、西津政信『行政規制執行改革論』(信山社、平成24年)によれば、平成22年度の間接強制申立事件の新受件数は、全国でわずか69件とのことである(大濱しのぶ「民事執行―とくに非金銭執行について―」5頁 http://www.soumu.go.jp/main_content/000214685.pdfの資料1からの引用)。

5 この点、三木教授は、金額確定手続による上限額の設定を立法論として挙げておられる(三木浩一編『金銭執行の実務と課題』(青林書院)290頁)。

6 司法統計によれば、民事執行について、平成20年の新受件数は27万7379件であるのに対して、平成24年の新受件数は、22万2976件と約20.4%減少している(裁判所ホームページ)。大規模庁における最新かつ詳細な状況については、東京地方裁判所民事執行センター「東京地裁民事執行センターにおける平成25年の事件概況等」、金融法務事情1990号76頁、黒野功久「大阪地方裁判所(本庁)における平成25年の民事執行事件の概要」同83頁。